

Ⅱ-12 無断離棟・離院

○要点

- 1 病状の把握をする。
- 2 入院生活・病気に対する患者の思いを把握する。
- 3 行動パターンのチェックを行う。
- 4 容姿の観察・所在の確認をする。

平成 17 年 9 月 21 日改訂
平成 27 年 3 月改訂

無断離院・離棟

エラー発生要因	事故防止対策	留意点
<p>1. 病状の把握不足</p> <p>2. 患者の入院生活や病気への思いの把握不足</p> <p>3. 行動パターンの把握不足</p>	<p>病状の把握</p> <p>①病状の把握と病状による要因を理解する。</p> <p>病気に対する不安や治療、入院生活の不満の把握</p> <p>①言動や行動を観察する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外泊や退院の要求が強くないか ・入院生活環境に苦痛や不満、医療者に不満がないか ・治療上の不満がないか ・病気に対しての不安や過大なストレスがないか <p>入院生活での行動の確認と情報共有</p> <p>①病棟スタッフ間で情報共有する。</p> <p>②看護部長室および夜間管理看護師長・休日日勤管理(副)看護師長に報告する。</p> <p>③徘徊、離棟の要因はないか意図的に関わり、言動・行動状況を観察し記録する。</p> <p>④入院時および必要時、主治医の許可が外出泊に必要であることを説明する。</p> <p>⑤普段から良い人間関係を保ち、話しやすい雰囲気を作る。</p> <p>⑥主治医と外泊などの対応を検討する。</p> <p>⑦夜間・休日、管理(副)師長は当直医師および事務と無断離院要注意患者の情報を共有する。当直医師および事務は不審者を見かけたら管理(副)師長に連絡をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見当識障害、認知症、せん妄、錯乱、アルコール中毒、薬物中毒、肝性脳症、低酸素血症など徘徊の要因となるため注意が必要。 ・自殺企図、がん告知など過大なストレスについても注意が必要である。 <p>・主治医や看護師長は、無断離院の危険性のある患者情報を「無断離院時対策情報用紙(別紙1)」に記載しておくことで離院発生時に迅速に対処し、患者の安全を図る。</p>
<p>4. 患者の観察、所在確認の不足</p>	<p>患者観察と所在確認</p> <p>①頻回に訪室し所在を確認する。</p> <p>②必要時、心電図モニター装着や徘徊センサー・離床センサーマットを使用する。</p> <p>③家族への協力依頼をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊、離棟の危険性を説明するとともに面会時情報提供を行う。 ・連絡先の確認を行い、必要時名札等の使用をすることを説明しておく。 ・必要時、心電図モニターや徘徊センサー、離床センサーマットなどを使用し観察することの同意を得ておく。 	<p>・早い段階での離院阻止を狙いとする。</p> <p>・主治医および看護師長は、十分な説明を行い、家族から「無断離院時対策情報用紙・徘徊センサー・リストバンド装着に関する同意書(別紙2)」をとる。</p>

患者無断離院時対応マニュアル

【目的】

患者の無断離院等に関し、迅速な患者の安全確保を図ることを目的として、手順を設け対応するものとする。

【昼間対応】

1. 事故発生病棟は、患者の状態を速やかに看護部長室、主治医および企画課専門職（1階）、医療安全管理係長、家族等に電話連絡するとともに「無断離院時対策情報用紙」を作成し、医療安全管理係長にコピーを提出する（事前に無断離棟離院要注意患者として「無断離院時対策情報用紙」を作成している場合はその用紙を使用）。
2. 病棟から連絡を受けた看護部長室、企画課（1階）、医療安全管理係長は患者無断離院対応フローチャート（昼間対応）に基づき各部署に連絡をするとともに対策本部（応接室）へ集合する。なお、病棟から連絡を受けた主治医、当該病棟看護師長（または代行者）も対策本部（応接室）へ集合する。
3. 対策本部では統括診療部長が本部長となり、患者の状況確認、搜索方法等を検討し各部署へ連絡指示、周辺搜索を行う。
4. 搜索指示を受けた各部署では、2名1組で直ちに院内全域（無断離棟離院院内搜索分担表参照）および病院周辺3Km以内の搜索を行う。病院周辺に搜索を行う時は、本部との連絡が可能なように携帯電話を持つ（搜索患者が遠方への移動が考えられる場合は、警察や公共交通施設への情報提供依頼を行う）。
5. 搜索が終了し患者未発見の場合は、本部長（統括診療部長）・患者の家族、身元引受人等が協議の上、患者家族および身元引受人により警察署へ届出をする（ただし措置入院患者は、「自傷他害のおそれのある患者」ということから、精神保健福祉法第39条に従い、直ちに警察署に通報して探索を求めなくてはならない）。
6. 発見者は速やかに本部へ報告する。本部は患者の家族、身元引受人等および警察署へ発見の連絡をする。
7. 当該病棟看護師長（または代行者）は、報告用紙を作成し、本部長へ報告するものとする。

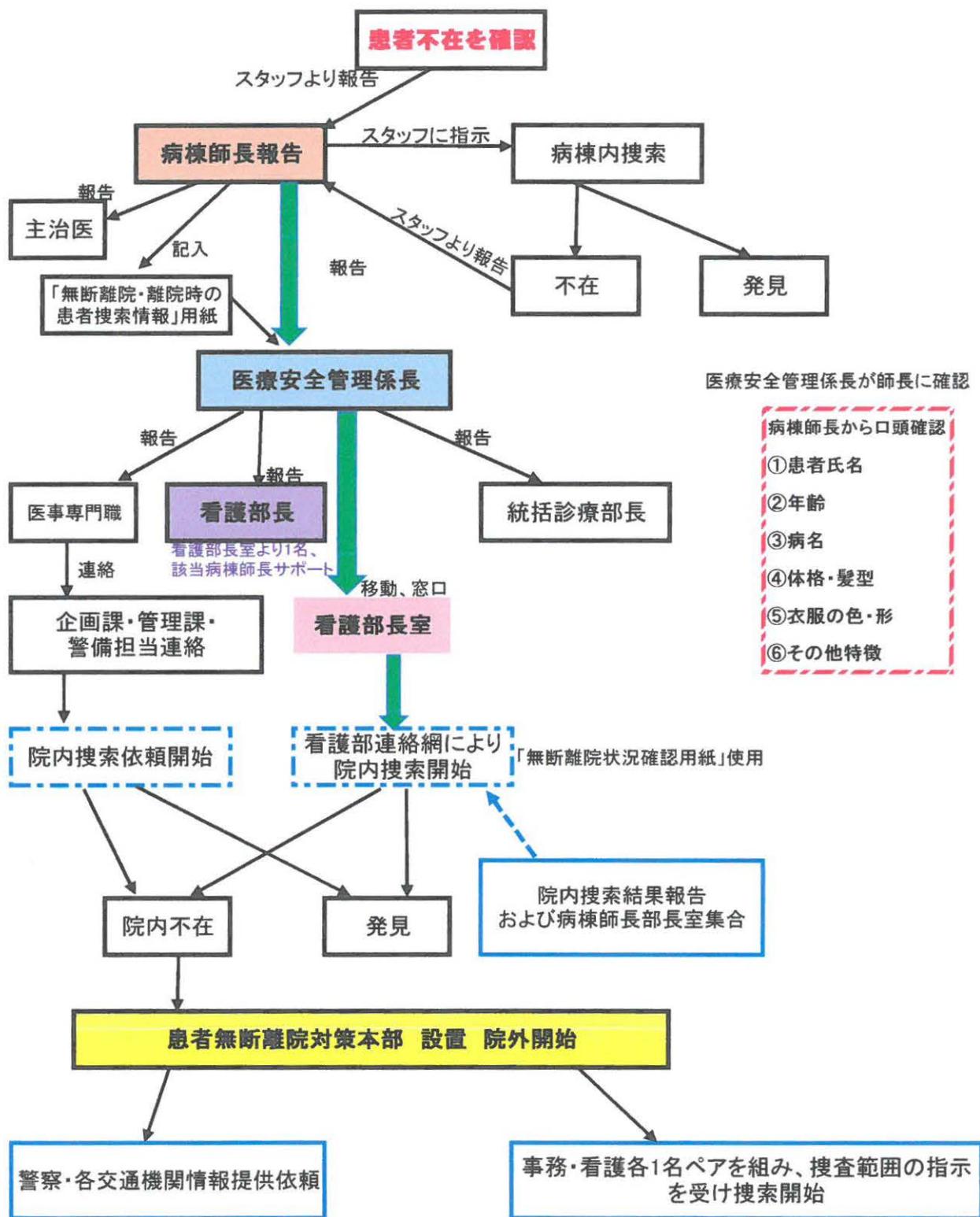
【夜間対応】（休祝日・時間外）

1. 事故発生病棟は、（患者無断離院対応フローチャート（夜間対応）に基づき）管理（副）看護師長、当該病棟看護師長および主治医に電話連絡をすると同時に「無断離院時対策情報用紙」により詳細を報告する。また病棟のリーダー看護師は患者の家族にも連絡する。
2. 管理（副）看護師長は（患者無断離院対応フローチャート（夜間対応）に基づき）当直医師、副看護部長、医療安全管理係長、事務当直者に連絡して対策本部（企画課）へ集合する。また、他の病棟へも連絡を入れ、無断離棟離院時院内搜索分担表（休日・夜間）に基づいた周辺搜索の依頼をする。
3. 連絡を受けた副看護部長、事務当直は、（患者無断離院対応フローチャート（夜間対応）に基づき）それぞれ看護部長、医事専門職、院内居住者等に連絡して搜索の協力依頼をする。協力依頼を受けた者は対策本部へ集合する。

4. 対策本部は当直医師が本部長となり、患者の状況を確認、搜索方法等を検討し、集合した職員に対する搜索に関する総指揮をとる。搜索指示を受けた職員は、2名1組で直ちに院内全域および病院周辺の搜索にあたる。病院周辺に搜索を行う時は、本部との連絡が可能なように携帯電話を持つ（搜索患者が遠方への移動が考えられる場合は、警察や公共交通施設への情報提供依頼を行う）。
5. 対策本部は搜索が終了し患者未発見の場合は、本部長（当直医師）等と協議し、患者の家族および身元引受人等と相談の上、家族により警察署に届出をする（ただし措置入院患者は、「自傷他害のおそれのある患者」ということから、精神保健福祉法第39条に従い、直ちに警察署に通報して探索を求めなくてはならない）。
6. 発見者は速やかに本部へ連絡する。本部は患者の家族、身元引受人等および警察署へ発見の連絡をする。
7. 当該病棟看護師長または管理（副）看護師長は報告用紙を作成し、本部長（当直医師）へ報告するものとする。

平成18年9月改訂
平成27年3月一部改訂

看護部長室 離院発生時フローチャート(平日)



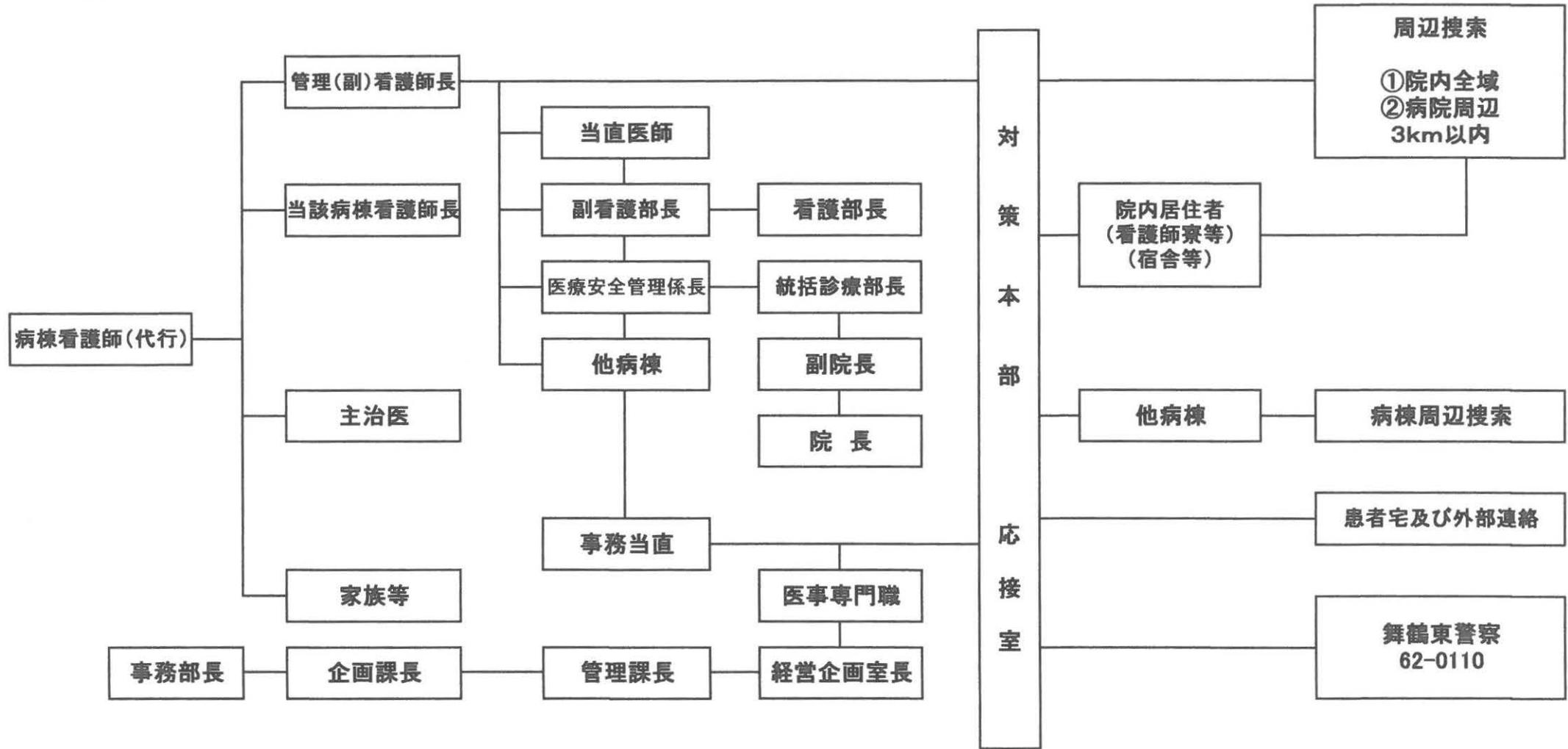
患者無断離棟・離院発生後の対応フローチャート【平日昼間対応】

平成21年6月

	病棟内捜索(10分)	院内捜索(20分)	* 捜索開始から30分	捜索本部設立(10分)	院外捜索
看護師	<ul style="list-style-type: none"> 無断離棟・離院を認識 看護師長に報告 病棟内捜索 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師長の指示にて院内捜索 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、看護師長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部(応接室)へ集合 「無断離院情報用紙」にて患者情報の確認 捜索方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 2人1組 携帯電話持参 15分毎の報告
病棟師長	<ul style="list-style-type: none"> 看護師より報告を受ける 病棟内捜索の指示 「無断離棟・離院時の患者捜索情報」作成 主治医に報告 家族に連絡し帰宅を確認(主治医と相談の結果) 家族が在宅時、待機を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師より報告を受ける 主治医に報告 医療安全係長に報告 「無断離院時対策情報用紙」(コピー)を渡す 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、医療安全係長より連絡を受ける 未発見時、医療安全係長の指示を受け院外捜索を主治医と相談 院外捜索時、医療安全係長に報告 家族に連絡 院外捜索にあたる看護師の手配 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、看護部長より連絡を受ける 未発見時、看護部長の指示を受け警察への届出を主治医と相談 警察への届出時、看護部長に報告
主治医	<ul style="list-style-type: none"> 看護師長より報告を受ける 家族への連絡を看護師長に指示 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、看護師長より報告を受ける 未発見時、院外捜索の判断、院外捜索時看護師長に指示 家族への連絡を看護師長に指示 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、看護師長より報告を受ける 未発見時、警察への届出の判断(家族と相談)、届出時看護師長に指示 家族に来院を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、看護師長より報告を受ける 未発見時、警察への届出の判断(家族と相談)、届出時看護師長に指示 家族に来院を依頼
医療安全係長	<ul style="list-style-type: none"> 看護師長より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 看護部長に報告 「無断離院時対策情報用紙」を渡す 各病棟師長に院内捜索(病棟と別紙範囲)を要請(連絡網使用) *状況により集合 企画課専門職に報告 「無断離院時対策情報用紙」を渡す 看護師長に「無断離院時対策情報用紙」を各病棟にFAXの指示 医療安全室長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師長より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 発見時、各看護師長、企画課専門職より報告を受ける 発見時、看護師長、企画課専門職に連絡 未発見時、看護師長に院外捜索検討の指示 院外捜索時、看護師長より報告を受ける 発見時、または院外捜索時各看護師長に連絡 発見時、または院外捜索時看護部長に報告 発見時、または院外捜索時医療安全室長に報告 「無断離院時対策情報用紙」を2部渡す 院外捜索時、企画課専門職に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、各看護師長、企画課専門職より報告を受ける 発見時、看護師長、企画課専門職に連絡 未発見時、看護師長に院外捜索検討の指示 院外捜索時、看護師長より報告を受ける 発見時、または院外捜索時各看護師長に連絡 発見時、または院外捜索時看護部長に報告 発見時、または院外捜索時医療安全室長に報告 「無断離院時対策情報用紙」を2部渡す 院外捜索時、企画課専門職に連絡 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、各捜索者より報告を受ける 発見時、看護師長に連絡 未発見時、看護師長に警察届出検討の指示 警察届出時、看護師長より報告を受ける 発見時、または警察届出時各捜索者に連絡 発見時、または警察届出時経営企画室長に連絡
看護部長	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または院外捜索時医療安全係長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時看護部長より報告を受ける 発見時、または警察届出時院長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、各捜索者より報告を受ける 発見時、看護師長に連絡 未発見時、看護師長に警察届出検討の指示 警察届出時、看護師長より報告を受ける 発見時、または警察届出時各捜索者に連絡 発見時、または警察届出時経営企画室長に連絡
警備担当	<ul style="list-style-type: none"> 企画課専門職より連絡を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課専門職より連絡を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、企画課専門職に報告 院外捜索時、企画課専門職より連絡を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時看護部長より報告を受ける 発見時、または警察届出時院長に報告
企画課専門職 経営企画室長	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 警備担当に連絡 「無断離院時対策情報用紙」を渡す 管理課長、企画課長に報告 企画課・管理課職員に院内捜索(別紙範囲)を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 警備担当に連絡 「無断離院時対策情報用紙」を渡す 管理課長、企画課長に報告 企画課・管理課職員に院内捜索(別紙範囲)を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、医療安全係長より報告を受ける 事務部門範囲で発見時、医療安全係長に連絡 院外捜索時、医療安全係長より連絡を受ける 院外捜索時、警備担当に連絡 院外捜索時、経営企画室長に報告 院外捜索時、企画課長、管理課長に報告 院外捜索時、事務部長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時事務部長に報告 未発見時、家族と共に警察へ届出 発見時警察へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時経営企画室長より報告を受ける
医療安全室長	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または院外捜索時医療安全係長より報告を受ける 院外捜索時院長に報告 「無断離院時対策情報用紙」を渡す 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時看護部長より報告を受ける 発見時、または警察届出時院長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時経営企画室長より報告を受ける
企画課長 管理課長	<ul style="list-style-type: none"> 企画課専門職より報告を受ける 職員に院内捜索を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 企画課専門職より報告を受ける 職員に院内捜索を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、企画課専門職に報告 院外捜索時、企画課専門職より報告を受ける 発見時、または院外捜索時各職員に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時経営企画室長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時経営企画室長より報告を受ける
事務部長			<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索時、企画課専門職より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時経営企画室長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時経営企画室長より報告を受ける
院長			<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索時、医療安全室長より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時医療安全室長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時医療安全室長より報告を受ける

患者無断離院対応フローチャート

【夜間対応用】（休祝日・時間外）

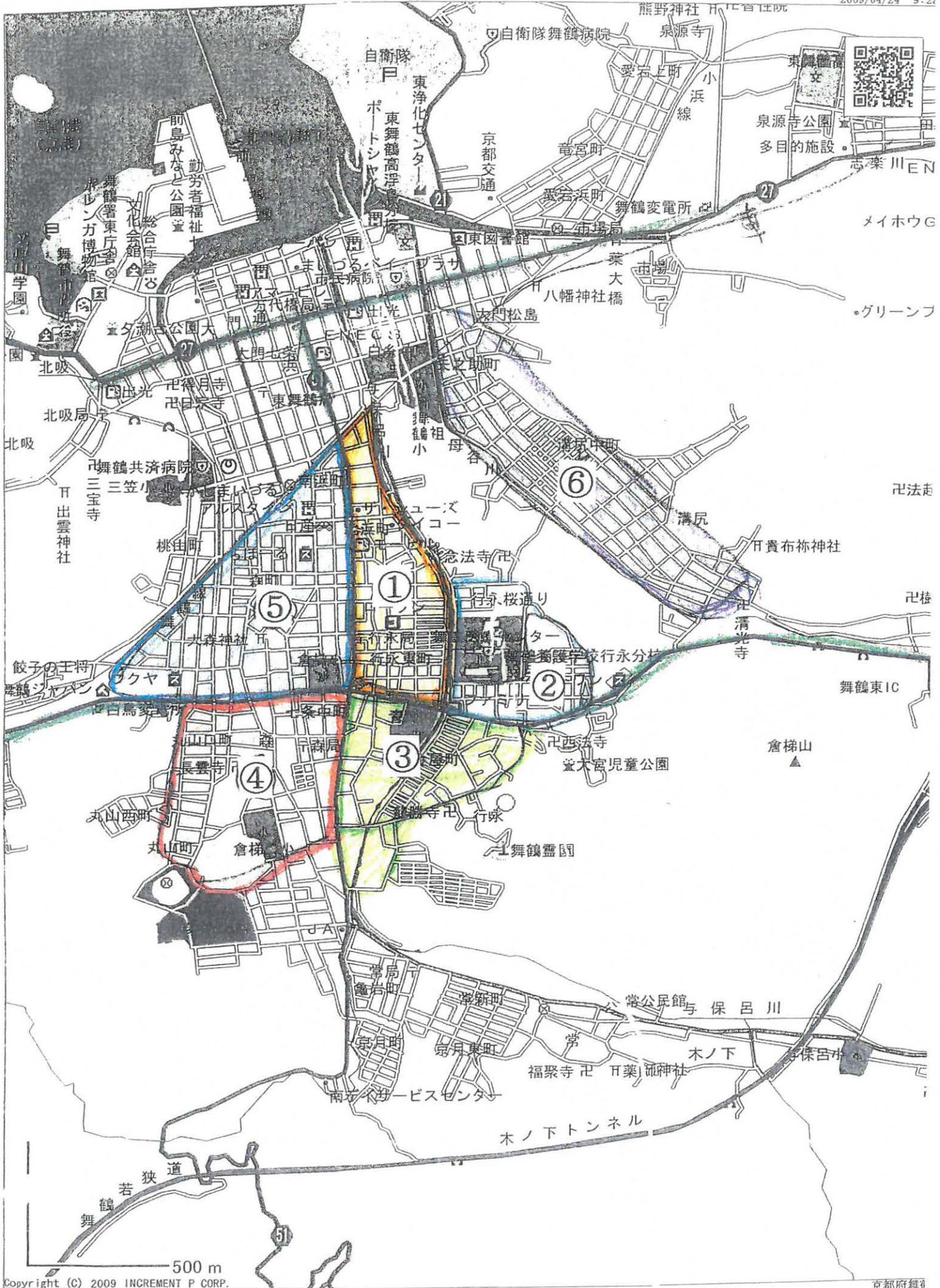


●本部長: 当直医師

患者無断離棟・離院発生後の対応フローチャート【休日・夜間対応】

平成21年6月

	病棟内捜索(10分)	院内捜索(20分)	* 捜索開始から30分	捜索本部設立(10分)	院外捜索
看護師	<ul style="list-style-type: none"> 無断離棟・離院を認識 病棟内捜索 「無断離棟・離院時の患者捜索情報」作成 主治医に報告 家族に連絡し帰宅を確認(主治医と相談の結果) 家族が在宅時、待機を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 主治医に報告 管理師長に報告 「無断離院時対策情報用紙」(コピー)を渡す 管理師長の指示にて院内捜索(病棟と別紙範囲) 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、管理師長より連絡を受ける 未発見時、管理師長の指示を受け院外捜索を主治医と相談 院外捜索時、管理師長に報告 家族に連絡 未発見時、病棟師長に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部(事務当直室)へ集合 「無断離院情報用紙」にて患者情報の確認 捜索方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 2人1組 携帯電話持参 15分毎の報告 夜間は2次災害に留意する
病棟師長			<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索時看護師より報告を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> (院外捜索) 発見時、管理師長より報告を受ける
主治医	<ul style="list-style-type: none"> 看護師より報告を受ける 家族への連絡を看護師に指示 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、看護師より報告を受ける 未発見時、院外捜索の判断、院外捜索時看護師に指示 家族への連絡を看護師に指示 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、看護師より連絡を受ける 未発見時、警察への届出の判断(家族と相談)、届出時看護師に指示 家族に来院を依頼
管理師長		<ul style="list-style-type: none"> 看護師より報告を受ける 「無断離院時対策情報用紙」を受け取る 医療安全係長に報告 当直医師、事務当直に報告 各病棟看護師、事務当直に院内捜索(病棟と別紙範囲)を要請(連絡網使用) 看護師に「無断離院時対策情報用紙」を各病棟にFAXの指示 状況により事務当直にバス、タクシー、JRIに連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、各看護師、事務当直より報告を受ける 発見時、各看護師、事務当直に連絡 未発見時、看護師に院外捜索検討の指示 院外捜索時、看護師より報告を受ける 院外捜索時各看護師、事務当直に連絡 発見時、または院外捜索時当直医師に報告 発見時、または院外捜索時医療安全係長に報告 院外捜索時看護部長に報告 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、捜索本部より連絡を受ける 発見時、看護師に連絡 未発見時、看護師に警察届出検討の指示 警察届出時、看護師より報告を受ける 発見時、または警察届出時各捜索者に連絡 発見時、または警察届出時当直医師に連絡 警察届出時事務当直に連絡
当直医師		<ul style="list-style-type: none"> 管理師長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または院外捜索時管理師長より報告を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時管理師長より報告を受ける
医療安全係長		<ul style="list-style-type: none"> 管理師長より報告を受ける 医療安全室長に報告 企画課専門職に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または院外捜索時管理師長より報告を受ける 発見時、または院外捜索時医療安全室長に報告 発見時、または院外捜索時企画課専門職に報告 		<ul style="list-style-type: none"> (院外捜索) 発見時、または警察届出時管理師長より報告を受ける 発見時、または警察届出時医療安全室長に報告 発見時、または警察届出時企画課専門職に報告
看護部長			<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索時管理師長より報告を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時管理師長より報告を受ける
事務当直		<ul style="list-style-type: none"> 管理師長より報告を受ける 院内捜索(別紙範囲) 状況によりタクシー、バス、JRIに連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または院外捜索時管理師長より報告を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索
企画課専門職 経営企画室長		<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、医療安全係長より連絡を受ける 院外捜索時、医療安全係長より連絡を受ける 院外捜索時、経営企画室長に報告 院外捜索時、企画課長、管理課長に報告 院外捜索時、事務部長に報告 		<ul style="list-style-type: none"> (院外捜索) 発見時、または警察届出時事務部長に報告 未発見時、家族と共に警察へ届出 発見時警察へ連絡
医療安全室長		<ul style="list-style-type: none"> 医療安全係長より報告を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または院外捜索時医療安全係長より報告を受ける 院外捜索時院長に報告 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時医療安全係長より報告を受ける 発見時、または警察届出時院長に報告
企画課長 管理課長 事務部長			<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索時、企画課専門職より報告を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> (院外捜索)
院長			<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索時、医療安全室長より報告を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時経営企画室長より報告を受ける
			<ul style="list-style-type: none"> 院外捜索時、医療安全室長より報告を受ける 		<ul style="list-style-type: none"> 発見時、または警察届出時医療安全室長より報告を受ける



『無断離院時対策情報用紙』の使用手順

【目的】

無断離院の危険性がある患者の情報を『無断離院時対策情報用紙』に記載しておくことで離院発生時に敏速に対処し、患者の安全を図る。

【手順】

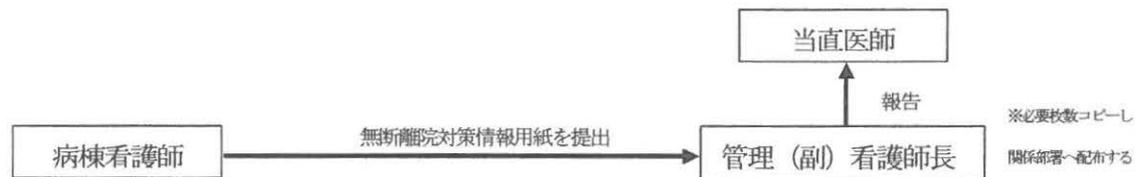
1. 患者入院時、主治医および看護師長は、①病状の把握②言動・行動の観察③家族からの情報収集を行った上で両者が協議し、離院の危険性の有無を判断する。そして家族の同意を得たうえで必要な安全対策を講じる。
2. 主治医および看護師長は、入院中に患者に無断離院要注意状況が発生した時点で家族に患者の病状および安全確保に関する十分な説明を行い、『無断離院時対策情報用紙』・徘徊センサーの装着に関する同意を同意書にて得る。
3. 主治医または看護師長は、患者家族からの同意を得たうえで『無断離院時対策情報用紙』の該当項目を記載する。
※写真撮影は、患者家族の心情を考えた言動で依頼すること。
4. 同意書はカルテファイルに綴じ、退院時に電子カルテにスキャンする。
5. 『無断離院時対策情報用紙』は、病棟で保管し、病棟管理日誌の最後に綴じておく。
6. 徘徊センサー装着についても同意書が必要。
7. 患者の写真撮影・徘徊センサーの装着については必ず家族・保護者に十分な説明を行い、同意を得る。

8. 無断離院発生時

1) 平日日勤帯



2) 夜間・休日



9. 用紙提出以降は、無断離院マニュアルに従って対応する。
10. 主治医および看護師長は、患者の退院や無断離院行動が見られなくなった時点で協議を行い、安全対策を解除する。同意書・『無断離院時対策情報用紙』は電子カルテにスキャンする。
11. 医療安全管理係長は、離棟・離院発生時関係部署へ配布した『無断離院時対策情報用紙』を回収し破棄する。

平成 17 年 9 月 21 日改訂
平成 27 年 3 月一部改訂

『無断離院時対策情報用紙』・徘徊センサー装着に関する同意書

患者様に認知症・見当識障害（自分が何処にいるか解らない状態）等がある場合、離院の恐れがあります。患者様が院外へ出られると、危険な状況になることがあり、敏速な捜索を行い、保護しなければなりません。そのため、職員は離院発生時速やかに施設内や施設周辺の捜索を行います。

今回の入院では、下記の理由で離院に備えての安全対策が必要と思われまます。

安全対策を必要とする理由

【安全対策】

- 無断離院時対策情報用紙（写真撮影を含む）
- 徘徊センサーの装着

主治医 _____

看護師長 _____

上記について説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

氏 名 _____
(本人との続柄 _____)

住 所 _____

連絡先 (Tel) _____

独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター

徘徊検知システム使用手順

【目的】

認知症や病状上、見当識障害など意識障害がある患者の無断離棟を早期に発見し無断離院を防止する。

【使用患者の基準】

1. 医師が必要と認め、電子カルテの医師指示に指示の記載がある患者。
2. 医師が、患者または家族へ装着の必要性を説明し、了承が得られた患者。

【徘徊検知システムの機種名】

1. チャンネル表示盤 (チャイム) CH-5C (スタッフステーション内)
2. アクセスコール送信機 AC-T
3. アクセスコール受信機 (病棟入口・廊下奥に設置)
4. パッシブセンサー
5. コントローラー増設電源
6. 携帯用付属品3種 (お守袋・ペンダント・リストバンド)
7. PHS と連動機能

【手順】

1. 医師は、家族に患者の病状上、徘徊検知システム装着の必要性について説明し、了承を得る。
2. 医師は、患者に AC-T 装着の説明を行い、了承を得る。
3. 医師は、電子カルテに患者、家族への説明内容と了承を得たことを記載し、医師指示に「装着」の指示内容を記載し、看護師に指示を伝える。
4. 看護師は、医師指示を受領する。
5. 患者に AC-T を装着する。携帯用付属品は、患者に適したものを選択する。
6. 装着後、システムの作動確認を行う。
※確認内容 ・チャンネルスイッチが「点灯」している。
・セット/リセットスイッチが「ON」になっている。
・チャンネルスイッチが「ON」になっている。
7. 看護師は業務開始、終了時に患者の AC-T 装置の確認を行い、電子カルテの看護記録に記載する。
8. AC-T の装着が終了となった場合
 - 1) 医師は電子カルテの医師記録に装着不要の記載を行い、医師指示に AC-T 装着終了の指示を記載する。
 - 2) 看護師は医師指示を受領し、AC-T を除去する。

【装着中の管理事項】

1. AC-T 装着患者は、「無断離院対策情報用紙」を作成する。
2. 管理報告時に「無断離院要注意患者」として管理看護師長に報告する。
3. 緊急に AC-T 装着が必要な患者が発生した場合は、看護師長 (副看護師長または代行者) の判断により、手順にそって AC-T を装着する。
4. 無断離棟・離院要注意患者として、看護管理日誌に記載する。

【注意事項】

1. 送信機は、入浴時は外す（日常生活防水のみであるため）。
2. AT-C の電池の寿命は1年である。

平成 15 年 11 月 10 日作成
平成 16 年 2 月 2 日一部追加
平成 27 年 3 月一部改訂